

ケ ア ハ ウ ス 飛 騨 川 利 用 料 金 表

R2.4.1～

単位 円

	対象収入による階層区分	サービス提供費額	生活費額	居住費額	月額合計
1	150万円以下	10,000	44,512	15,833	70,345
2	150万円超～160万円	13,000	44,512	15,833	73,345
3	160万円超～170万円	16,000	44,512	15,833	76,345
4	170万円超～180万円	19,000	44,512	15,833	79,345
5	180万円超～190万円	22,000	44,512	15,833	82,345
6	190万円超～200万円	25,000	44,512	15,833	85,345
7	200万円超～210万円	30,000	44,512	15,833	90,345
8	210万円超～220万円	35,000	44,512	15,833	95,345
9	220万円超～230万円	40,000	44,512	15,833	100,345
10	230万円超～240万円	45,000	44,512	15,833	105,345
11	240万円超	47,200	44,512	15,833	107,545

冬期加算（11月から3月まで） 2,283円

個別利用料として、個室で利用される電気料、電話料等が必要です。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの利用料については、前項表の額からサービス提供費のみ30パーセント減額した額とします。
この場合100円未満は切り捨てるものとします。

その他

ア 電球、電池などの消耗品は個人負担となります。

イ 自治会費として年間2,000円徴収します。